

寄附金取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会（以下「この法人」という。）が受領する寄附金について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において寄附金とは、広く一般社会に常時募集活動を行うことにより、反対給付を受けることなく受領する金銭等をいう。

(寄附金の種類及び募集)

第3条 この法人が受領する寄附金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 常時募集する寄附金で賛助会費を含む
 - (2) 特定寄附金 特別な事業遂行のために必要な資金を募集するための寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
- 3 この法人は、常時寄附金を募ることができる。

(受領書等の送付)

第4条 この法人は、前条の規定により寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書を寄附者に送付するものとする。

(寄附金の使途)

第5条 受領した寄附金は、寄附者の意思によりその使途が指定されていないものについては、毎事業年度における当該寄附金の合計額の80%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(改 廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けた日から施行する。